



発行
東京都

目次

告示

○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………（建設局道路管理部監察指導課）…一

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…三
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…三

告示

●東京都告示第千五百四十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和四年十二月六日

東京都知事 小池百合子

一（一）路線名 都道ひばりヶ丘停車場線

（二）指定する区間 西東京市住吉町六丁目二千六百六十四番五地先から同市泉町五丁目二千二百八十九番九地内まで

（三）指定の概要 別図表示(1)のとおり

二（一）路線名 都道保谷志木線

（二）指定する区間 西東京市住吉町六丁目二千六百九十八番三地内から同所二千六百六十四番四地先まで

（三）指定の概要 別図表示(2)のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道ひばりヶ丘停車場線

都道保谷志木線

西東京市住吉町六丁目～泉町五丁目

都道

指定区間

(1) 都道ひばりヶ丘停車場線

延長

八一一・一三メートル

(電線共同溝予定名称) ひばりヶ丘停車場・三号

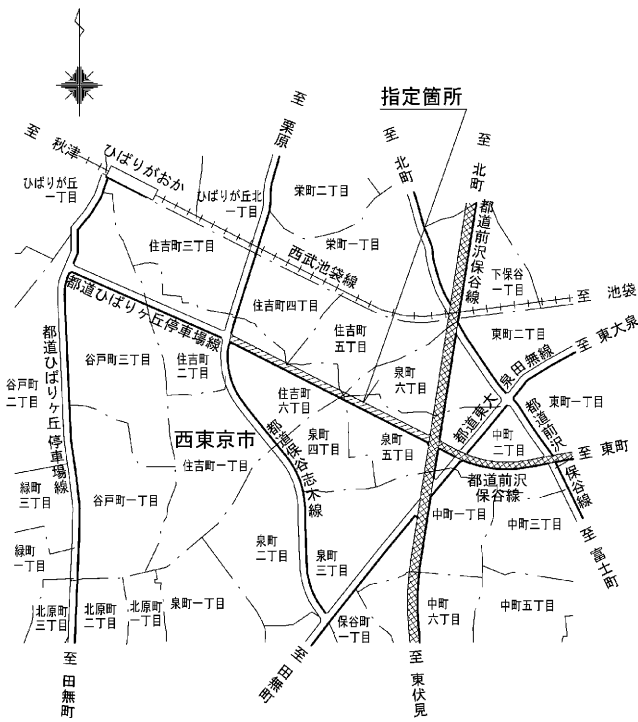
(2) 都道保谷志木線

延長

二六・二三メートル

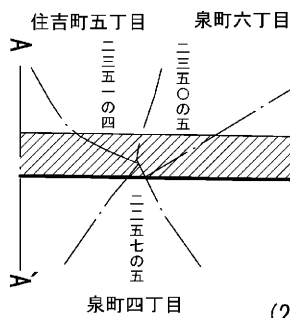
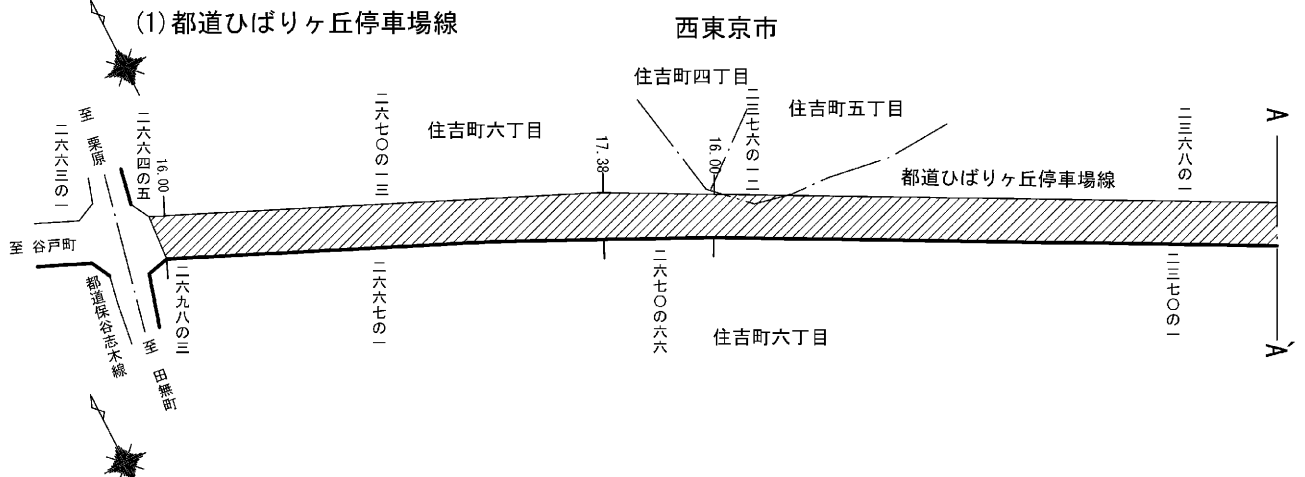
(電線共同溝予定名称) 保谷志木・一号

既指定区間

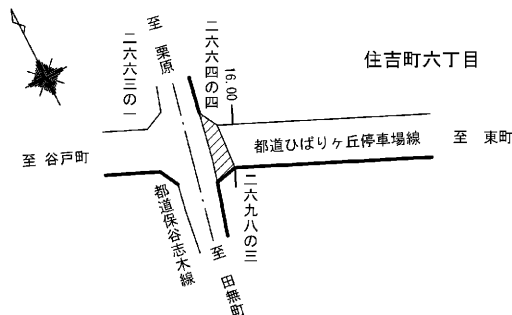


(1) 都道ひばりヶ丘停車場線

西東京市



(2) 都道保谷志木線



公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により飯田橋東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

久保 吉巳

二 住所

千代田区飯田橋三丁目七番四号 彩風館八階

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月六日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するよう提出してください。

令和四年十二月六日

東京都知事 小 池 百合子

一	店舗名	有楽町センタービル
二	店舗所在地	千代田区有楽町二丁目五番一号
三	設置者名	株式会社朝日新聞社ほか二名
四	設置者住所	大阪府大阪市北区中之島二丁目三番十八号ほか
五	変更を行った設置者名	株式会社朝日新聞社
六	変更前の設置者の代表者名	渡辺 雅隆
七	変更後の設置者の代表者名	中村 史郎
八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社阪急阪神百貨店ほか八十六名
九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社阪急阪神百貨店ほか七十四名
十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社ノーリーズほか十八名
十一	変更前の小売業者の住所	中央区銀座二丁目四番五号五F(株式会社ノーリーズ)ほか
十二	変更後の小売業者の住所	渋谷区神宮前六丁目二十七番八号京セラ原宿ビル四階(株式会社ノーリーズ)ほか
十三	変更前の小売業者の代表者名	武内 一志(株式会社メル・ローズ)ほか
十四	変更後の小売業者の代表者名	東 秀行(株式会社メル・ローズ)ほか
十五	変更日	令和四年九月三日ほか
十六	届出日	令和四年十一月十五日
十七	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業

十八 縦覧期間

振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
令和四年十二月六日から令和五年四月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十九 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一	店舗名	ニトリ池袋サンシャイン60通り店
二	店舗所在地	豊島区東池袋一丁目二十八番十号
三	設置者名	株式会社ニトリ
四	設置者住所	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号
五	変更前の店舗名	池袋ビル
六	変更後の店舗名	ニトリ池袋サンシャイン60通り店
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社東急ハンズ
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社ニトリ
九	変更日	令和四年十一月十四日
十	届出日	令和四年十一月十六日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十二	縦覧期間	令和四年十二月六日から令和五年四月六日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

